

## ○西南コミュニティーセンター管理運営規則

2007（平成19）年1月30日  
制定

### （趣旨）

第1条 この規則は、西南コミュニティーセンター規程（2006（平成18）年12月5日）第9条に基づき、西南コミュニティーセンター（以下「センター」という。）の利用及び管理運営について定めるものとする。

### （休館日）

第2条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、センター長が認めたときは、臨時に開館又は休館することができる。

(1) 日曜日

(2) キリスト降誕祭（12月25日）

(3) 年末年始の休日（12月28日から1月5日まで）

### （開館時間）

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、センター長が許可する共用設備の利用は、午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に必要と認めたときは、当該時間を変更することができる。

### （共用設備の利用）

第4条 センターの共用設備は、次に掲げるとおりとする。

(1) ホール

(2) 控室・練習室

(3) 茶室（和室）

(4) 多目的室

(5) 会議室

(6) プロジェクトルーム

(7) 展示スペース

2 共用設備を利用する場合は、所定の利用願を社会連携課に提出しなければならない。

3 前項の利用願の提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 西南学院大学（以下「大学」という。）の学生及び教職員 使用日の6か月前から10日前まで

(2) その他 使用日の3か月前から10日前まで

4 利用を希望する場合は、利用者の中から利用責任者を定めなければならない。この場合において、利用責任者は、利用全般において責任を負うものとする。

5 利用責任者は、利用願の記載内容に変更が生じた場合、ただちに社会連携課へ届け出るものとする。

### （利用許可範囲）

第5条 利用者は、次に掲げる事項に該当する場合、センター長の許可を得て、共用設備を利用ることができる。

(1) 大学（学部等を含む）が主催又は共催する行事

(2) 大学教職員が主催する行事

(3) 大学学生団体が主催する行事

(4) 大学同窓会又は同窓生で構成する団体が主催する行事

(5) 地域住民が主催する行事

(6) その他、特にセンター長が許可する行事

### （利用許可の制限）

第6条 センター長は、次に掲げる事項のいずれかに該当すると判断した場合は、利用を許可しない。

- (1) 大学の名誉又は信用を傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。
- (3) 建物又は備品等を破壊するおそれがあるとき。
- (4) その他、センター規程第2条に定める目的に合致しないおそれがあるとき。

(利用料)

第7条 利用料は、別表に定める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する場合は、利用料を免除する。ただし、入場料を徴収する場合は、この限りではない。

- (1) 大学（学部等を含む）が主催、共催又は後援する行事
- (2) 大学教職員が会場責任者となる学会
- (3) 大学生団体が主催し、かつ、センター長が特に許可する行事
- (4) その他、特にセンター長が許可する行事

(利用許可の取消又は中止)

第8条 センター長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その利用許可を取り消し又は利用を中止させことがある。

- (1) 虚偽の申込が判明したとき。
- (2) 所管部署の指示に従わなかつたとき。
- (3) その他、センター長が管理上支障があると認めたとき。

(損害賠償)

第9条 利用者は、建物、付帯設備、備品等を汚損、毀損又は紛失した場合、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、センター長が別に定める。

(所管部署)

第11条 この規則に関する事務は、社会連携課の所管とする。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、センター運営委員会及び部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2010（平成22）年1月26日から施行し、2009（平成21）年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

		ホール		控室・練習室 (1室)		茶室(和室)		多目的室 (1室)		会議室	
		平日	土・祭日	平日	土・祭日	平日	土・祭日	平日	土・祭日	平日	土・祭日
大学教職員・大学学生団体 が主催する行事	1 時間 当たり					1,000円	1,500円	300円	450円	800円	1,200円
	9:00   12:00		2,000円	3,000円	200円	300円					
	12:00   15:00		5,000円	7,500円	500円	750円					
	15:00   18:00		7,000円	10,500円	700円	1,050円					
	18:00   21:00		10,000円	15,000円	1,000円	1,500円					
	1 時間 当たり					1,500円	2,250円	400円	600円	1,200円	1,800円
大学同窓会又は同窓生で 構成する団体が主催する 行事	9:00   12:00		3,000円	4,500円	300円	450円					
	12:00   15:00		8,000円	12,000円	800円	1,200円					
	15:00   18:00		10,000円	15,000円	1,000円	1,500円					
	18:00   21:00		15,000円	22,500円	1,500円	2,250円					
	1 時間 当たり					2,000円	3,000円	500円	750円	1,500円	2,250円
	9:00   12:00		5,000円	7,500円	500円	750円					
地域住民が主催する行事 その他、センター長が許可 する行事	12:00   15:00		10,000円	15,000円	1,000円	1,500円					
	15:00   18:00		15,000円	22,500円	1,500円	2,250円					
	18:00   21:00		20,000円	30,000円	2,000円	3,000円					

1 グランドピアノ使用の場合は、別途10,000円を追加する。

2 5,000円を超える入場料を徴収する場合の使用料は、上記金額の倍額とする。